

議案第9号

逗子市小児の医療費の助成に関する条例の一部改正について

逗子市小児の医療費の助成に関する条例の一部を次のように改正する。

平成31年2月22日提出

逗子市長 桐ヶ谷 覚

逗子市小児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

逗子市小児の医療費の助成に関する条例（平成7年逗子市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出し中「用語の」を削り、同条第1項を次のように改める。

この条例において「小児」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部（以下「中学校等」という。）を卒業する日（中等教育学校にあつては修了する日）の属する月（以下「卒業月」という。）の末日（卒業月の末日以前から卒業月の翌月の初日以降も引き続き入院している場合には、その退院の日）までにある者をいう。ただし、当該卒業月の末日又は当該退院の日が満18歳に達する日の属する月の末日を経過している場合には、満18歳に達する日の属する月の末日までにある者をいう。

第2条第2項及び第3項を削り、同条第4項を次のように改める。

2 この条例において、「児童等」とは、小児のうち満1歳に達する日の属する月の翌月の初日から満15歳に達する日以降の最初の3月31日までにある者（卒業月の末日（当該児童等が中学校等の卒業月の末日以前から卒業月の翌月の初日以降も引き続き入院している場合には、その退院の日）が満18歳に達する日の属する月の末日を経過している場合には、満18歳に達する日の属する月の末日までにある者を含む。）をいう。

第2条第5項中「掲げる者」を「該当する者」に改め、同項を同条第3項とし、同条第6項中「児童」を「当該小児」に改め、同項を同条第4項とし、同条第7項中「第5

項」を「第3項」に改め、「、当該小児は」を削り、「によって監護され、かつ、これと生計を同じくする」を「が当該小児を養育している」に改め、同項を同条第5項とし、同条第8項を同条第6項とする。

第3条第1項中「(児童にあっては、入院に係る医療)」を削り、同項ただし書中「幼児等又は児童」を「児童等」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) 児童等の誕生日が1月1日から6月30日までの間である場合は、当該誕生日の属する年の前々年の所得
- (2) 児童等の誕生日が7月1日から12月31日までの間にある場合は、当該誕生日の属する年の前年の所得

第5条第1項中「乳児及び幼児等」を「小児」に、「又は薬局」を「、薬局」に改め、同条第3項を削る。

第6条中「乳児及び幼児等」を「小児」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の逗子市小児の医療費の助成に関する条例の規定は、平成31年10月1日以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費については、なお従前の例による。

(提案理由)

子育て支援施策の一環として、児童の健康増進及び健全育成を支援することを目的に、通院に係る医療費の助成対象年齢を満15歳に達した日以降最初の3月31日までに拡大するため、対象年齢の規定を改正する必要があるため提案する。